

令和8年5月20日

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「大郷町職員の懲戒処分に関する指針」に基づき公表します。

記

1. 懲戒処分を受けた職員の所属、職名及び年齢
教育委員会 係長級 30代・男性
2. 懲戒処分の原因となった事件、事故等の概要
本件については、令和7年度に事務局を担当したスポーツ少年団連絡協議会事務において、県スポーツ少年団への助成金13万円の申請を怠り、同協議会の事務運営に損害を与えたもの。
このことにより、懲戒処分を行ったもの。
3. 懲戒処分の内容及び処分理由・処分日
処分内容：減給10分の1（3か月）
処分理由：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
大郷町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例第3条
処分日：令和8年5月18日
4. 備考
当該処分に関連し、管理監督者責任で上司の課長級職員（52歳）を嚴重注意処分とした。

大郷町総務課
022 - 359-5500